

未実現の提案に係る諮問事項に関する意見

平成24年度

平成24年11月5日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

1. はじめに

構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度においては、内閣官房と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会は、構造改革特別区域推進本部長からの諮問を受け、調査審議を行うこととされている。

今回は、第18次、第19次及び第20次提案のうち未実現となっている提案4件について諮問を受け、評価・調査委員会は、提案の趣旨の実現に向けた調査審議を行っている。

2. 未実現の提案に係る平成24年度調査審議について

（1）調査審議の進め方

評価・調査委員会に対する以下の諮問事項について地域活性化部会において、提案者、関係府省庁及び有識者からのヒアリングや、それを踏まえた検討を行っている。

- 「障害者雇用促進のための自治体随意契約理由の緩和」
- 「公立大学法人（地方独立行政法人）の研究成果を事業化する際の企業への出資規制の緩和」
- 「農地利用集積団滑化団体の民間開放」
- 「旅行業登録等に伴う要件の緩和」

（2）調査審議結果

今般、諮問事項4件のうち、「旅行業登録等に伴う要件の緩和」について、意見等が取りまとめられたので提案の趣旨を十分に考慮し実現に向け、関係府省庁に別紙の対応を求めることとした。

なお、他の3件については、引き続き審議を行い、できるだけ早期に意見等を取りまとめることとした。

3. おわりに

「旅行業登録等に伴う要件の緩和」について、調査審議意見を取りまとめることができたのは、関係者のご協力によるものであり、感謝申し上げたい。本意見は、構造改革特別区域推進本部長に対し提出するものであるが、同本部においては、本意見の趣旨を十分踏まえてこれに対する対応方針を決定し、政府として構造改革の推進に取り組んで頂きたいと考えている。

なお、構造改革の推進にあたっては、政府部内の様々な視点からの取組に係ることから、規制・制度改革委員会等との一層の連携を図っていくことが重要である。

評価・調査委員会としては、今後とも、未実現提案の趣旨の実現に向けた調査審議を通じ、提案者の要望に可能な限り応えるとともに、それが全国的な規制改革の端緒となるよう、また、地域の活性化に資するよう努力してまいり所存である。

●「旅行業登録等に伴う要件の緩和」について

意見	<p>本提案においては、消費者保護の観点に留意しつつ、提案者の要望に応えるよう、営業保証金の供託額の軽減及び地域の状況を踏まえた旅行業務取扱管理者の他業種との兼任について関係府省庁において検討の上、可能な限り早期に措置すること。</p>
意見の考え方	<p>提案者は、過疎に悩む地域の活性化を図るため、村内を念頭においた着地型・体験型旅行商品の販売を行うことにより、交流人口の拡大を考えている。この実現に当たり、旅行業の開始に当たって必要となる①営業保証金の供託等、②営業所ごとの旅行業務取扱管理者の選任等の登録要件は、提案者の考えるような小規模の着地型旅行等の商品を扱うにはハードルが高いことから、これらの要件を免除するなど、その緩和を求めている。</p> <p>これに対し、関係府省庁は、地域活性化の取組は支援したいものの、旅行業務に係る取引が無形のサービスを提供するものであるといった特性等に鑑み、取引の公正及び消費者保護等を図る観点から、旅行業への登録、一定額の営業保証金等の供託は必要であり、また、営業所単位での旅行業務取扱管理者の選任の免除は困難であるとしているところ。</p> <p>地域活性化部会において、消費者保護の観点は重要であるが、地域のニーズや状況に鑑み、営業保証金等の供託及び旅行業務取扱管理者選任の負担は最小限にすべきとの議論がなされたことを踏まえ、関係府省庁は、下記の点について検討及び措置を行うことが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案のような極めて小規模な着地型旅行商品を取り扱う旅行取扱額が限定的な旅行者について、営業保証金の供託額の引下げを行うこと。 ・上記に加え、旅行業務取扱管理者が不足している地域への対応として、企画旅行契約の締結に当たり申込者の依頼があった場合に即座に対応できるようにする等、取引の公正及び消費者保護等の観点で必要となる措置を講じた上で、最小限の要件により旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認めること。